

議案第 36 号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成 11 年条例第 23 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 6 月 10 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が個人番号カードを発行する主体として明確に位置付けられるとともに、個人番号カードの再交付に係る手数料の徴収の事務については同機構が市区町村長に委託して行う形に位置付けが改められることに伴い、本条例中の関連する項目を削除するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(14)まで（略）	(略)	(略)
<u>(15) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第28条第1項の規定による個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第15条第2項から第4項までの規定による個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付。ただし、次に掲げる場合を除く。</u> <u>ア 個人番号又は住民票コードの変更による個人番号カードの返納後の再交付の場合</u> <u>イ 国外転出による個人番号カードの返納後の再交付の場合</u>	個人番号カード再交付手数料	1件 800円
(16)から(129)まで（略）	(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(14)まで (略)	(略)	(略)
(15)から(128)まで (略)	(略)	(略)

付 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。